

同業組合に関する二、三の資料

藤田貞一郎

目次

- 一、はじめに
- 二、株仲間のゆり返し
- 三、輸出振興策の一環
- 四、残された課題

一、はじめに

同業組合に関する2, 3の資料

すでに拙稿『近代日本同業組合史論序説』——国連大学、人間と社会の開発プログラム研究報告——(国際連合大学、一九八一年)で述べたように、明治・大正・昭和前期のわが国に敵として存在した同業組合については一定の研究史上の蓄積がある。しかし、拙稿がすでに指摘したように、同業組合をその成立から消滅まで一貫して、主たる研究対象として追求しようとする姿勢は昭和十四年(一九三九)に発行された小池金之助『同業組合及準則組合』(昭和図書)に僅かに窺えるのみである。

こうした研究史の状況に鑑み、筆者はここ数年、小池の驥尾に付して同業組合それ自体を研究対象とし、先行研究成果の再整理と新たな史料の発掘を心がけて今日に至っている。ここに題して「同業組合に関する一、三の資料」なる小報告も、これまで行なって来ている、牛の歩みにも似て遅々たる作業過程の一環である。快刀乱麻を断つがごときものにはおよそ程遠いものであるが、同業組合史研究の上で動かしがたい、またそれが故に看過し得ない事實を以下二、三提供したいと思う。

二、株仲間のゆり返し

同業組合が何故成立したかを解くためには、株仲間の解体過程とその行方を追求する必要があることをまず示唆したのは、宮本又次⁽¹⁾であるが、矢野達雄⁽²⁾も最近指摘しているように、株仲間の経済的機能すなわち(イ)独占機能、(ロ)権益擁護機能、(ハ)調整機能、(ニ)信用保持機能のうちの(ハ)と(ニ)の機能は、經濟関係諸法の整備が未だ十分でない段階の明治前期にあっては、ことに必要視された。

したがって、明治十二年（一八七九）に東京商法會議所が時の東京府知事に提出した「各商同業組合設立ノ儀ニ付建白書」⁽³⁾は、次のように述べるのである。

従来当府下各商組合ノ方法ハ旧幕政諸問屋株ノ制度ヨリ馴致セシモノニシテ因襲久キ或ハ其拘束ノ制ト順便ノ法トヲ混淆セシモノ少シトセス、甚シキハ此組合ヲ以テ直ニ一種ノ專有ト謬誤スルノ類モ可有之、或ハ維新ノ際右ノ問屋株ヲ廢止セラレシ公布ニヨリテ同業組合モ亦タ官府ノ禁令タルモノト誤解セシモノモ有之哉ニ奉存候

右ノ情勢ナルニヨリ其氣運ハ既ニ充分ノ逆路赴リト雖モ、或ハ超超遙巡^{ダブダブインクン}或ハ謬見^{ダラシヨウ}ニ固着シテ其方向ヲ定ムル者モ不少ト奉存候間、今日御府各々同業組合ヲ設立スヘキ儀ヲ御布達有之、而シテ其組合ヲ設立セハ申合規則ヲモ議定シテ届出ヘキ旨ヲモ御下命有之度候、然ルトキハ一ハ以テ問屋株廢止ニ付同業組合ヲモ禁セラレタリトノ誤見^{カクシヨウ}ヲ解キ、一ハ以テ其組合規則ニヨリテモシ束縛ノ旧弊等アレハ之レヲ匡正^{カントウジツ}セシムルヲ得テ、所謂一両全ノ御処置ト奉存候

右の資料で「問屋株廢止」は「同業組合ヲモ禁」^フするものではないと解釈する東京商法會議所の見解に注目したい。また、「拘束ノ制」と「順便ノ法」を混同してはならないともいっていることから、株仲間は単なる独占組織にとどまらず、関係業界の営業の秩序を維持する機能をも有していたとの理解があつたとしてよい。そして、こうした理解の上に、後者の面での株仲間の評価すなわち同業組合の公認を、東京商法會議所は時の東京府知事に請願したと判断できる。

こうした形での株仲間のゆり返し——本稿以後、ゆり戻しに代えてこの語を使う——、株仲間の再評価の動きがそれ以後も消滅することなく続いていたことを示す史料が、後掲の（資料一）である。

明治三十年（一八九七）四月十二日に、重要輸出品同業組合法が公布されたことを記念して、同年五月十六日、東京市京橋区築地一丁目柳花苑で、東京貿易雑貨商組合ほか四六組合の頭取などが「同業組合法發布記念祝宴大会発起準備会」を開いた。この際の発言に左のような注目すべき一節がある。実業団体中央本部の福嶋宜三はいう。

本法ヲ發布スルニ至ル迄ハ政府及議会ノ或ル部分ニ多數ノ反対者アリテ当初吾々ノ輿望トシテ提出セル意見ハ一般供用物品ニ對スル者ニシテ需給ノ内外ヲ問ハサリシニモ拘ハラス政府ハ十二分ニ此希望ヲ容レスシテ此法

案ヲ發布セラレ其第十九条ノ附則ヲ設クルニ付キテモ百方運動盡力シタルノ結果ナリ……（中略）……此際一大祝宴ヲ開催シテ吾々カ多年不完全ナル準則ノ下ニ立テ完全ナル組合法ノ制定ヲ希望シ居タル熱心ノ結果之レカ法律トナリテ出タル喜ビヲ表白スルト同時ニ一致結合ノ鞏固ナル事ヲ政府ニ感セシムルハ他日若シ本法律改正ノ必要ヲ生スル場合其他一般税法ノ如キ種々困難ナル問題ノ起リタル時ニ当リテモ或ハ容易ニ議会ヲ通過セシメ吾人ノ希望ヲ貫徹スルノ便益ヲ得ベキノ道ヲ開クニ至ラン事ヲ信スルナリ

卷煙草製造當業組合頭取岩谷松平も「抑モ同業組合法制定ニ關シテハ吾々多年運動ノ結果此ニ至リシモノ」と述べるが、山口鉄之助の発言は、同業組合成立史における株仲間のゆり返しの動きの存在を明示しており興味深いものがある。山口はいう。

抑モ同業組合法ニ付テハ両三年非常ニ運動ヲナシ客年十月当路ノ大臣始メ各大臣ヲ歴問シテ目下我邦ニ組合法ノ必要ナル事ヲ説キ幸ニ有力諸君ノ盡力ヲ以テ發布ヲ見ルニ至リシハ實ニ大慶ト云フベシ……（中略）……同業組合ハ世間事珍ラシキ如ク云フト雖ドモ三十年以前ノ昔ハ生産品不生産品共ニ此法皆ナ備ハリ湯屋理髪職等ノ細微ニ至ルマテ組合ニ由リテ相当ノ利ヲ収メ居タル事明カナリ今ヤ此ノ法ノ發布アリシハ即三十年ノ昔ニ回復シタルモノト考フ……（中略）……反対者ハ曰ク組合法ナルモノハ人権ヲ害スルモノナリト学理ノ上カラ云ヘハ或ハ然ラン其説ノ勢力アル為メニ組合法ハ破ラレタルモ此有様ヲ以テ一国ノ維持上ニ考フルニ学理ノ當否ハ知ラザルモ兎ニ角協同一致ノ檢束ハ道理ニ違ハザルベキヲ信ズ反対学者ノ非難ハ其三十年前ノ昔ヲ思ハズシテ檢束自由ヲ普通ノ道理ニノミ論ジ所謂実業上ノ事ヲ知ラザルノ言ノミ組合法廃止シテ理屈ニ傾キシヨリ公事訴訟ハ増加セリ其源因ハ昔シ組合ノ組織アリシ當時ニ於ケル争論紛議ハ個々組合間ノ仲裁ニ由リ其組合内ニテ

治マリ優勝劣敗金力ノ為メニスル等ノ事稀ナリシニ由ルモノニシテ爾來理屈ト共ニ訴訟ノ殖エタルハ組合自治ノ法律ナキガ故ナリ乃チ三十年ノ昔シ組合ノ完全ナリシハ江戸ニシテ田舎ハ然ラス今マ東京四百有余ノ組合ハ彼ノ農商務省ノ準則ニ依リ此ニ三十年ヲ継続シタルモノナリ今此大祝会ヲ開クト同時ニ此法規ノ下ニ完全ナル組合ノ組成セラレン事ヲ希望ス

右の引用部分から、東京の四〇〇有余の組合が三〇年前すなわち徳川期の株仲間の機能の回復を求めて長く運動を続けていたこと、重要輸出品同業組合法の公布は不満足ではあるがその成果の一里塚と判断していること、折あらば「一般供用物品」すなわち輸出品に限定せず国内向け産業にもその法の適用範囲を拡大する「法律改正」を議会を通じて実現する希望を抱いていたことなどがわかる。（資料一）の引用文にある「第十九条ノ附則」とは「輸出ニ属セサル物品ト雖同業者ニ於テ必要ト認ムルトキハ仍本法ヲ準用スルコトヲ得」とする条項であるが、この準用条項の存在は、重要輸出品同業組合法の登場を単に輸出振興策の一環、あるいは日清戦後經營論の視角から解釈するにとどまる事を許さないと、私は考える。また、株仲間——右の史料では「組合ノ組織」などと表現している——の機能として「争論紛議」を「組合間ノ仲裁」によって解決することをあげていてることに留意しておきたい。

三、輸出振興策の一環

竹内庵がその論文⁽⁴⁾で明確に指摘したように、同業組合わけても当該法の成立史に時の政府の輸出振興策の視点もこれまた極めて重要である。明治中期のいわゆる産業資本形成期に、消費資料の輸出が輸移出総額の約四〇%前後を占めること、開港以来の主要輸出品であつた緑茶・米・海産物などの輸出が後退し、新興輸出産業として展開し

てきた織物類・雑貨類がその地位にとって代ることは、つとに海野福寿が指摘するところである。⁽⁵⁾

そうした外貨獲得能力を有した輸出産業の産業組織として同業組合の果した役割は無視できないものがあったといつてよい。先に紹介した（資料一）からは、「東京貿易雑貨商組合」が存在していたことを知り得るが、次にあげる名古屋陶器貿易商組合もそのひとつである。後掲の（資料二）からわかるようにその明治二十七年（一八九四）の規約によれば、「名古屋市内ニ居住スル陶器商ニシテ直接間接ヲ問ハズ海外輸出品貿易ヲナスモノヲ以テ組織」するこの組合は、「商品乱売ノ弊害ヲ矯正シ日本陶器ノ声価ヲ維持シ商権ノ拡張ヲ図リ益海外輸出ノ業ヲ盛ナラシムルヲ目的」としていた。ところで、この組合規約の中で注目すべき点は、「内地向陶器商及ヒ他ノ商業ヲ本業トシ此業ヲ兼業トスルモ当組合へ加盟スルモノトス」としていることである。明治三十年の重要輸出品同業組合法が、早くも同三十三年に重要物産同業組合法へと、国内向け産業をも対象とすべく改められねばならなかつた事情が、ここにも窺えるといえよう。

第七条にあるごとくこの組合規約は県庁の認可の下に実行されたと思われる。こうした規約において、第二十七条で「当組合員ノ雇人ヲ無断雇用スル事ヲ得ス」と、雇傭規制条項を規定していることに注目しておきたい。また、第二十八条で「当組合員ハ一手取引アル素地製造業者及画焼附業者ヲ證明センカ為メ必ス連署ノ上頭取ニ届出ヘシ」としていることから、ここにいう陶器貿易商は素地製造業者と画焼附業者をそれぞれ「一手」に支配する問屋業者＝問屋資本であったことが知られる。そして、続く第二十九条から、これら問屋業者は相互に、その支配関係を乱さないことを約していくことが明らかである。

同業組合が株仲間の諸機能のうち、わけても(1)の機能を受け継ぎ維持しようとしていたことはすでに述べた

ところである。本節で紹介した名古屋陶器貿易商組合の規約が単に「商権ノ拡張ヲ図リ海外輸出ノ業ヲ盛ナラシムルヲ目的」と輸出振興を念頭にするだけでなく、「当組合員ノ雇人ヲ無断雇用スル事ヲ得ス」と雇傭規制条項を備え、また素地製造業者と画焼附業者に対する支配関係の安定化を計る意図を表明するのもそのためである。

以下に紹介する同じく愛知県内の幾つかの同業組合⁽⁶⁾が、明治三十年の重要な輸出品同業組合法に従って設立されに際して、その理由に雇傭規制機能などを挙げるのも、同じ現象として理解してよいであろう。

(イ) 尾州絹織物同業組合（明治三二年四月）

四 営業ノ状況組合ノ設立ヲ必要トスル理由

……（前略）……本郡（葉栗郡……注）ノ地タル養蚕ノ根源タルヲ以テ養蚕ノ發達改良ハ直ニ織物製造ノ發達ヲ促スノ原動力ニアラザルナキヤノ故ヲ以テ絹織物ハ尚将来著シキ勃興ヲ示スノ時期アルヘキヲ信ス其勃興ニ伴ヒ營業上競争ノ為メ不正品ノ製造トナリ或ハ工女賃金ノ為メ機業家競争ノ度ヲ高ムルノ弊ニ陥リ為メニ斯業ノ衰頽ヲ來ス等種々ナル弊害ヲ生ズルヲ以テ同業組合ヲ設ケ是レ等種々ノ弊害ヲ矯メ進ンデ直輸出ノ道ヲ啓発セントスルニヨル

(ロ) 愛知七宝商工同業組合（明治三二年五月一八日）

第一 組合ノ設立ヲ必要トスル理由

本業ハ嚮キニ農商務省ノ組合準則ニ依リ名古屋遠嶋ノ両所ニ於テ各組合ヲ組織シ以テ同業者ノ一致團結ヲ計り職工ノ取締法等ヲ設ケ從来ノ弊害ヲ矯正スルニ力メタルモ該準則ノ如キハ未タ完全ノ規定ニアラサリシヲ以テ十分ノ好果ヲ收ムラアタハズ殆ント隔靴搔癢ノ感アリシガ今回法律第四十七号（重要な輸出品同業組合法のこと

……注）ノ發布アリシニ依リ本業組合同業者欣喜擲ク能ハズ茲ニ始メテ其目的ヲ達スベキ好期ニ遭遇シタルモノト信セリ依テ此法律ニ基キ更ニ厳正ナル同業組合ヲ設ケ倍々団体ノ結合ヲ鞏固ニシ以テ素志ヲ貫徹セントスルニアリ……（後略）……

第五 組合ノ目的及其業務

……（中略）……

本組合ハ工場雇員及職工取締法ヲ設ル事

（愛知刺繡同業組合（明治三二年五月二二日）

第一 組合ノ設立ヲ必要トスル理由

（前略）……多數同業者ニ於テ或ハ無謀ナル価格ノ競争等ヨリ延テ粗製濫造ノ弊害ヲ釀出シ本業ノ前進ニ障碍ヲ生セシムル恐レナシトセス……（中略）……加之本業ノ如キ多數ノ職工ヲ使役スルニ不抱一定ノ取締法ナキ為工錢競争等一時ノ小利ヲ便餌シテ彼等ヲ誘惑シ却テ彼我ノ利益ヲ阻害スルニ至ルモ圖ル可カラス依テ茲ニ適当ナル同業者ノ協力ヲ須ヒテ是等ノ弊害ヲ防止シ職工ヲ保全シ彼我ノ利益一般ノ信用ヲ保持セントス之レ即法律ノ規定ニ隨ヒテ完全ナル同業組合ヲ設置スルノ必要ヲ認メタル理由ナリ……（後略）……

第五 組合ノ目的及業務

……（前略）……

一職工ノ取締法ヲ定ムル事

（^マ）愛知三重岐阜三県煉化製造全業組合（明治三三年六月⁷）

四地方経済上該物産ノ重要ノ程度及組合設置ヲ必要トスル理由

經濟上ニ就テハ敢テ重要ナル關係ヲ有セサルカ如シト雖ドモ斯業ニ於ケル三県下ノ土質ハ最其原料ニ応シ製品ノ堅微ナル事ハ一般ニ認ムル処ナルヲ以テ其需用ノ如キ将来改良ヲナスニ於テハ漸次増加セントスルノ状況ナリトス然レドモ同業者間未一定ノ^(ヤマ)製裁アラサルヲ以テ種々ノ弊害ヲ釀出しシ或ハ職工ノ掠奪若ハ誘拐等統々行ハルヲ以テ^(ヤマ)施ヒテ製品ノ粗悪トナリ信用ヲ失墜セントスルノ恐ナシトセス故ニ此際適當ナル製裁ヲ設ケ是等ノ弊害ヲ矯正シ以テ改良発達ヲ計ラントスルモノニシテ即チ組合ノ設置ヲ必要トスル所謂ナリ

右の史料から、尾州絹織物同業組合、愛知七商工同業組合、愛知刺繡同業組合、愛知三重岐阜三県煉化製造全業組合が、重要輸出品同業組合法に従つた同業組合として設立の申請を愛知県庁に行うに際して、その設立理由のひとつに「工女賃金ノ為メ」、「工場雇員及職工取締法ヲ設ル事」、「職工ノ取締法ヲ定ムル事」、「職工ノ掠奪若ハ誘拐等」と雇傭規制機能に関する理由をあげてはいることが明らかにわかる。

もつとも、同じ時期に設立申請を行つた瀬戸陶磁工商同業組合（明治三二年一月）は「粗製濫造等ノ弊害ヲ矯メ価格ヲ正確ナラシメ……（中略）……其團体力ヲ以世上ノ信用ヲ博シ海外輸出ノ販路ヲ拡張スルヲ以主眼トスル」、或は中島郡織物同業組合（明治三二年一二月）は「偽製濫造ノ弊ヲ絶タンガ為メ検査規程ヲ設け之カ検査ヲ為シ」などと、その目的をあげるが、雇傭規制機能に関する理由は述べないという事例も勿論ある。

しかし、通常輸出振興策の一環として立法されたと解されている重要輸出品同業組合法に従つて同業組合を設立するに際して、その設立理由に全ての組合ではないにしても、幾つかの組合が雇傭規制機能に言及していることは看過し得ない史実と思われる。

四、残された課題

筆者は從来から「同業組合は貯金規制機能・雇傭規制機能・価格規制機能を有する同一地域内強制加入全同業統制力を有する組織であった。商人仲間と職人仲間に分れていた株仲間体制とは異なり、同一産業に属する商・工全業者強制加入の同業組合は、この段階にあっては問屋資本の利害に極めて有利な組織であった。それは、明治日本の輸出産業振興策と株仲間のゆり戻し運動の中から生れたものであった」として來たが、本稿で紹介した史料もまた、その判断の基本線に誤りのないことを証明していると思う。

ただし、ここで整理して理解する必要があるのは、政府はあくまでも輸出産業振興策の一環としての同業組合を公認したにすぎないということ——だから後に大正期段階で同業組合が期待通りに成果を挙げていないと、政府関係者が発言する場合も、念頭にあったのは輸出関係の同業組合、すなわち農商務省工務局所管の同業組合のことであつたと思われる——、これに対して問屋資本を中心とする商工業者は輸出振興もさることながら株仲間のゆり返しとしてのかつての株仲間の機能の一定の回復に大きな関心があつたという、その目的意識のちがいである。

法学士美濃部俊吉は農商務省の命を受けて明治二十九年歐州に赴いたが、翌年帰朝後、「同業組合ニ就テ」⁽⁸⁾ 講演し、それはドイツの「インヌング」のごときもので加入強制の原則もまた同じく許されるとして、輸出振興の觀点からする時、当時の日本にとって同業組合は「徹頭徹尾必要」であると次のように説いた。

日本の輸出工業品ハ殆ト小工業者ヨリ成立テリ、即チ工業品ハ二十八年度ニ於テ百萬円以上輸出セシガ其重ナルモノハ生絲ニシテ概々皆小組織ナリ、羽二重ノ如キモ福井県ガ重ナルモノナレドモ是亦同様トス、其他「ハ

同業組合に関する2, 3の資料

ンカチーフ」、地氈、陶磁器、段通、麦藁、真田、綿布等一トシテ大組織ニ依リテ成立ツモノナシ、綿絲及「マッヂ」ニ至リテハ先ヅ大工業ニシテ斯ノ如キ工業ニ対シテハ又異リタル考ヲ以テセザルベカラザレドモ其他ノ輸出工業ハ悉ク小組織ヨリ成レルガ為ニ畢竟輸出上種々ノ弊害ヲ生ズルモノナラン、併ナガラ之ヲ一時ニ大工業トナサムトルモ能ハザルベシ、例ヘバ手工ニ代フルニ機械ヲ以テスレバ其利益アル事明ナレドモ實際ニ就テ之ヲ聞ケバ機械ヲ購ヒ之ヲ用キテ製造スルモ引合ハズ寧ロ手工ニ依ルニ若カズト云ヘリ、即チ織物ノ如キ皆然リ、何トナレバ日本ニ於テハ賃銀ガ多少騰貴スルモ未ダ廉ナル方ナリ、機械ヲ購フニハ多額ノ資本ヲ要シ従ツテ其利子モ計算セザルベカラズ又初ハ職工不慣ノ為ニ充分ニ其効ヲ挙グルヲ得ズ結局手工ニ依ルヲ利益トセリ、故ニ急ニ大工場ヲ設ケテ大工業ノ組織ニ変セシムルコト能ハザルナリ、此時ニ当リテ稍々小工業ヨリ成レル不利益ヲ減シ大工業ニ近キ利益ヲ収メシメント欲セバ團結ニ依ルノ外ナシ、勿論其團結ニ依リテ充分ニ弊害ヲ防ギ利益ヲ得セシムルコト能ハサルベキモ或ハ團結ノ結果ニ依リテ得タル金額ヲ以テ種々商業上ノ景況ヲ探リ各組合員一般ニ之ヲ利用シ若クハ組合員ノ申合ニ依リ成ルベク其製品ノ一定ヲ謀ル如キコトヲ為サバ稍々大工業ノ利益ヲ挙グルヲ得ベシ、是レ恐クハ我日本ノ工業ガ小工業ノ時代ヨリ大工業ノ時代ニ移ル際ニ於テ其変遷ノ繋合ハセヲ為ス所ノ必要ナル機関ナルベシ……（中略）……此同業組合又ハ実ニ今日我日本ノ工業ニ取りテ予ハ徹頭徹尾必要ナルモノニシテ、若シ之ヲ放任シ置カバ日本ノ工業者ハ到底鞏固ナル團結ヲ組織スルヲ得ザルヲ以テ政府ガ之ニ干渉シテ團結ヲ組織スルノ方針ヲ与フルハ極メテ必要ナルコトト信ゼリ
要するに、美濃部俊吉は、日本の工業が小工業から大工業へと発展する過渡期において、小工業に輸出力をもたせるための組織として同業組合が必要だと説く。

こうした認識は、第一次世界大戦の前半頃まで変らず続いている。工務局長の岡実の発言にそれを窺うことができる。⁽⁹⁾ 岡はいう。

主トシテ輸入防遏ノ為ニ起リタル所謂「舶来工業」ニ闕シテハ暫ク措テ論ゼズ我輸出品ノ大部分ヲ製産スル固有工業ニ在リテハ今尚往時ニ比シテ著シク其ノ外觀ヲ改メザルモノ少カラズ然カモ我輸出貿易ハ此ノ中以下ノ小仕掛ニ依リテ製産セラル商品ヲ以テ甚ダ重シト為ス

右の様な輸出産業構造を念頭にして、岡は今こそ同業組合の活躍が期待されるとしている。

今回ノ歐州戰乱ハ我輸出貿易ノ發展ニ資スル所最モ大ニシテ我製品ハ歐州各国ノ製品ニ代位シテ世界ノ市場ニ旧販路ヲ拡大シ又ハ新販路ヲ獲得シタルニ依リ此ノ際最モ戒ムベキハ即チ粗製濫造ノ製品ヲ猥リニ輸出スルニ在リ是レ同業組合ガ其ノ本来ノ機能ヲ發揮スベキ最モ重要ノ機会ニ際会シタルモノナルヲ以テ以上ノ如キ改正（大正五年の重要な物産同業組合法の改正を指す……注）ヲ見ルニ至リタルモノナリ

岡は、大正元年（一九一二）九月の第三回生産調査会でも、同業組合は政府が中以下の輸出産業の粗製濫造を是正する方策として採用したのであって、当該業者の要望によるものではないとの判断を述べている⁽¹⁰⁾が、かくのごとく株仲間のゆり返しの動きを無視し、輸出振興策の視点からのみ同業組合問題を論じるというのが、当時の政府関係者に見られる共通した態度のように思われる。

従つて、岡が同じく第三回生産調査会で、右の発言に統いて、同業組合は「先づ七八九ト申シテモ差支ナイカ知レマセヌガ併シ遠慮致シマシテ七八分マデハ定款通りノ行動ヲヤツテ居ラヌ、甚ダシキニ至ルト組合事務所ナク、仮リニ之レアリトスルモ殆ンド有名無実或ハ一種ノ田舎俱楽部ノ如キモノニナツテ居ル」とする場合、岡の念頭に

ある同業組合は外貨獲得のための輸出関連の同業組合、すなわち農商務省工務局所管の同業組合に限定されていたと考えてよいと思われる。「有名無実」とされたのは、その種の同業組合であったと今後解すべきでなかろうか。また、重要物産同業組合は「だんだん当初の目的から離れて、単なる親睦団体で、自主的に仕事をしない団体もあつたし、また工業者と商業者と一緒に組合をつくっていたために、両者の利害が衝突して、商業者にも工業者にも差しさわりのない仕事しかやっておりません」との農商務省官僚大島永明の昭和二十五年一月の商工行政史談会における当時のことを思いやつての回憶による発言⁽¹⁾も、先の岡と同じ視点からの同業組合觀に由来するものと判断してよいと思われる。

しかし、政府関係者が無視すると否とにかかわらず、株仲間のゆり戻しを背景に登場した同業組合、すなわち商務局所管の同業組合が当時数多く存在したことは事実である。これについては、先の生産調査会の会議中、志村源太郎が岡工務局長に対して、乾大根、炭、薪といったこれが重要物産であるかと疑わしめるものについて同業組合が成立しているのは一体どういうことなのか、白米商の同業組合は粗製濫造を防ぐ規約ではなくて「価格評定ノ申合セ」をする組合でないのかなどと質問していることにも、すでに明らかである。

従来の同業組合研究は政府関係者の同業組合観すなわち輸出産業に関連する同業組合に関心を集中しすぎて来た嫌いがある。志村の発言を振りていえば、これが重要物産であるかと思わしめるような業種についての同業組合、あるいは株仲間のゆり返し運動を背景に成立する同業組合にも研究対象を求める必要があると私は思っている。その見通しを得るために作成したのが、(資料三) の日本の同業組合に関する略年表である。これは商工省工務局編纂『重要物産同業組合一覧』(日本商工会議所、一九三八年) から作成したものであるが、岡の発言のように同業

組合は明治末期には「有名無実」化していたと片附けられない業種の広がりと数の多さで、同業組合はその社会経済史的分析を、我々に求めているといってよいのでなかろうか。

昭和九年、十二年、十三年の三回にわたって、政府の同業組合否定政策に反対する全国大会を開いた同業組合の力を具体的に説明する必要が、同業組合研究の課題のひとつとして残っている。

- (1) 宮本又次『株仲間の研究』(有斐閣、一九三八年)。
- (2) 矢野達雄「職工・徒弟条例制定問題の歴史的意味」(『阪大法学』一一号、一九七九年)。
- (3) 本稿で利用するのは、滋賀県高島郡高島町兼田卓一家所蔵文書中の「各商同業組合設立ノ儀ニ付建白書案」である。この文書には本文引用部分を示すように適宜読み仮名が附されている。なお、波沢青淵記念財団竜門社編纂『波沢栄一伝記資料』第十七巻(波沢栄一伝記資料刊行会、一九五七年)の一七〇頁以下に全文、また高城元監修『東京商工会議所八十五年史』上巻(東京商工会議所、一九六六年)の三二四~三二五頁に一部省略の上、この建白書が収録されている。
- (4) 竹内庵「明治中期同業組合政策の展開」(安藤精一先生還暦記念論文集出版会編『地方史研究の諸視角』国書刊行会、一九八二年)。
- (5) 海野福寿「産業資本形成期の貿易構造」一〇七ページ(古島敏雄、安藤良雄編『流通史II』体系日本史叢書14、山川出版社、一九七五年)。
- (6) 以下の関係史料は、いづれも国文学資料館史料館所蔵愛知県庁文書中の「明治三十三年同業及準則同業組合書類 第四課」による。
 - (7) これはこの日付にかかわらず重要輸出品同業組合法による組合として同年三月に申請手続きがとられている。
 - (8) 美濃部俊吉「同業組合ニ就テ」(『国家学会雑誌』第一卷第一二七号、一八九七年)。
 - (9) 岡実「重要物産同業組合ノ制度ヲ論ズ」(『国家学会雑誌』第三〇卷第六号、一九一六年)。
 - (10) 『大正元年十一月 第三回生産調査会録事 生産調査会』(生産調査会、一九一二年)一〇八~一一一ページ。「此ノ如ク此同業組合ナルモノハ同業者ガ濫リニ欲シタガタメニヲ捨ヘタノデハナクシテ」(一一一ページ)。
 - (11) 産業政策史研究所編『商工行政史談会速記録 第一分冊』(同研究所、一九七五年)一八八ページ。

同業組合に関する 2, 3 の資料

(12) 前掲『第三回生産調査会録事』二二三～二七ページ。「重要物産同業組合ノ弊害ヲ切ニ感ジマスノハ生活費ノ今日段々騰貴ヲ致シマルニ付イテ或ハ重要物産同業組合法ガ多少ソレニ力ヲ添ヘテ居リハセヌカト云フ疑問デゴザイマス、先刻工務局長ノ御話ノ中ニアリマシタガ、米ノ同業組合即チ地方ハ申上ゲラレマセヌガ、白米商組合ノ如キハ蓋シ是ハ重要物産同業組合法ニ依ツテ成立ツテ居ル組合ダラウト思ヒマス、然ルニ若シ其組合ガ御互ニ申合セラシテ何等ノ粗製濫造ヲ防グ規約ヲ設ケズシテ又設ケル必要ガナニ白米商デアリマスカラ、ソレガ何ノ申合セヲスルカト云フト価格評定ノ申合セラシテ、消費者ニ向ツテ高イ値段ヲ以テ白米ヲ売ル、折角農業者ガ一方ニ精々勉強シテ作ル米モ消費者ニ高イ値段デ壳渡サレルコトガアルト考ヘマス、即チ若シ同業組合ノ如キガ規約ヲ設ケテ価格ナドヲ評定シテ所謂「トラスト」ノヤウナコトヲ致シタ場合ニハ今後ハ其同業組合ヲ何時マデモ存立サシテ置クト云フ御見込デアリマスカ、及ビ從来ノ同業組合ニ於テ斯ノ如キ中間ノ利益ヲ圖ルモノハ何時マデモ存立サシテアリマスモノデアリマスカ」(二二六～二七ページ)。

(一九八六年十一月三日)

(資料一)

報告

○明治三十年五月十六日京橋区築地一丁目柳花苑ニ於テ同業組合法發布紀念祝宴大会発起準備会ヲ開ク來会者左ノ如シ

東京貿易雑貨商組合頭取濱川惣助君 副頭取柴田源助君 山本尚健君

東京陶磁工組合頭取河原徳立君 副頭取塚本音次郎君

東京糸問屋組合頭取町田徳之助君

東京洋紙商組合幹事服部源三郎君

東京鼻緒引通職業組合頭取本間養春君 上田久次郎君

東京洋傘柄工業組合頭取白砂虎次郎君

東京玻璃器商組合頭取生野恒八君 常務員中根郁君

東京玻璃製造業組合幹事中根郁君

東京象型鑄造組合頭取長谷川藤次郎君

副頭取大竹徳國君

東京挽物職業組合 澪平吉君

銅鉄物類問屋組合副頭取梅岡正吉君

東京金屬玩具製造業組合頭取長田留吉君 常議員長友五郎君

神仏師職組合頭取堅川久五郎君 赤沢吉五郎君 山中清吉君

東京燐寸組合頭取榎本重義君

東京呉服太物商組合中央本部頭取阿部孝助君 副頭取伊沢鍵之助君

東京石鹼製造業組合幹事相馬保太郎君

東京懷爐灰製造業組合頭取橋本平七君

東京製図器械職業組合頭取山崎新太郎君 副頭取沢田笑吉君

函館昆布片山合名会社社員片山源太郎君

下谷区茶業組合組長内田由兵衛君 委員岸嘉吉君

東京鉛筆製造業組合委員永谷健三郎君

東京煙管筒製造業組合副頭取泉梅次郎君

同業組合に関する2, 3の資料

土工実業組合頭取成沢喜蔵君

東京織物營業組合頭取横山理三郎君 中山卯之助君

東京石工組合副頭取山田藤次郎君

東京漆器問屋組合頭取林九兵衛君

東京版木工組合 杉崎帰四之助君

東京諸籠甲工業組合頭取篠崎元治君 副頭取加藤豊明君

日本橋区西洋洗濯業組合頭取古谷栄助君 竹内定吉君

日本橋区大工職有志団 湯本栄助君

京橋区砂糖小売商組合頭取斎田岩太郎君

東京更紗染業組合頭取細井亮四郎君

本所浅草区西洋洗濯業組合頭取須田米治郎君

東京洋傘骨製造業組合頭取木村小之吉君 小川作蔵君 西郷久之進君

東京陶器問屋組合 島田惣兵衛君

東京地本雕画營業組合頭取関口政治郎君

東京黄楊櫛製造業組合頭取石井三次郎君 副頭取荒井善太郎君

東京活版印刷業組合頭取佐久間貞一君 堀田道貫君

芝麻布両区砂糖卸小売商組合頭取赤松則義君 小倉喜作君

東京巻煙草製造業組合頭取岩谷松平君

東京小間物卸商組合 三輪善兵衛君 江川金右衛門君

東京時計商工業組合頭取服部金太郎君

東京鱗製造業組合頭取寺崎本行君 山田彦太郎君 木村龜次郎君

東京府下卸菓子商組合頭取河合定吉君

東京製鞄業組合頭取松崎伊三郎君 中村常蔵君

東京形紙工業組合頭取島村茂左衛門君

東京仕入形付職業組合 嶋村茂左衛門君 福嶋宜三君 山口鉄之助君

(以上出席順)

午後二時一全着席主唱者惣代トシテ河原徳立君來会ノ勞ヲ謝シ次ニ貿易雑貨商組合頭取壽川惣助君ヲ坂ニ坐長ト定メ大体ノ方針ヲ協儀スヘキ旨ヲ報告ス

○福嶋宜三君主唱者一全ニ代リ本會開催ノ主旨ヲ述ブ其大要ハ維新以降實業界ニ於ケル諸般ノ制度廢レ無秩序無規律ノ競争時代トナリテ大ニ實業ノ發達商利ノ開進ヲ妨ケタリ而シテ明治十七年農商務省令ヲ以テ組合規約準則ナルモノヲ設ケラレ僅カニ一部ノ利便ヲ得ルニ至リシモ或ル場合ニハ却テ正直ナル商人ガ組合以外ノモノニ妨ケラレテ敏活ノ働キヲナス能ハサルノ弊アルヲ免レス爾來吾々ハ此ノ不完全ナル準則ノ下ニ立チテ實業ノ進歩發達ニ苦心經營シツツアリシナリ今ヤ同業組合法ハ危クモ第十議会ヲ通過シテ發布セラレタリト雖モ本法ヲ發布スルニ至ル迄ハ政府及議会ノ或ル部分ニ多數ノ反対者アリテ当初吾々ノ輿望トシテ提出セル意見ハ一般供用物品ニ対ス

同業組合に関する 2, 3 の資料

ル者ニシテ需給ノ内外ヲ問ハサリシニモ拘ハラス政府ハ十二分ニ此希望ヲ容レスシテ此法案ヲ発布セラレ其第十
九条ノ附則ヲ設クルニ付キテモ百方運動盡力シタルノ結果ナリ如此政府ガ実業界ヲ冷視シテ獎勵干渉ノ十分ナラ
サルモノ畢竟吾々實業社會ガ團体結合ノ実力振ハザルノ致ス所ナレバ此際一大祝宴ヲ開催シテ吾々カ多年不完全
ナル準則ノ下ニ立テ完全ナル組合法ノ制定ヲ希望シ居タル熱心ノ結果之レカ法律トナリテ出タル喜ビヲ表白スル
ト同時ニ一致結合ノ鞏固ナル事ヲ政府ニ感セシムルハ他日若シ本法律改正ノ必要ヲ生スル場合其他一般税法ノ如
キ種々困難ナル問題ノ起リタル時ニ当リテモ或ハ容易ニ議会ヲ通過セシメテ吾人ノ希望ヲ貫徹スルノ便益ヲ得ベ
キノ道ヲ開クニ至ラン事ヲ信スルナリ來会諸君幸ニ此微衷ヲ容レテ祝宴大会開催ノ旨趣ニ贊同セラレタシ云々

○卷煙草製造宮業組合頭取岩谷松平君同業組合法發布紀念大祝宴開催ノ通知ヲ得テ喜悦ニ堪ヘス出席シタリ組合法
ノ必要ハ福嶋君カ既ニ委細ノ説アリシヲ以テ余ハ申^(不明)ス抑モ同業組合法制定ニ關シテハ吾々多年運動ノ結果此ニ
至リシモノニシテ實ニ國家ノ為メ祝スヘキナリ故ニ吾々ハ相當ノ祝意ヲ表セサルベカラス然ルニ日本ノ民情ハ或
ル一事ノ起ル毎ニ其始メ極メテ盛ナルモ日ヲ経ルニ隨ヒ漸々衰フルガ習慣ナリ故ニ追々進ンテ府下各組合聯合本
部ナル者ヲ設立シテ全体ノ結合ヲ鞏メ且ツ本部ニハ相當ノ人物ヲ置ヒテ一般組合ノ利害得失ニ係ル^(マニ)政度法律ノ改
正等ニ關シ公平無私ノ取扱ヲ為シ進ンテ政府ニ当ルノ機關ヲ設クルノ必要ナルヲ信ス今ヤ我国ノ政治ハ三百議員
ニ左右セラルル者ニシテ其議員ノ多クハ農ニ屬ス而シテ從来日本ノ幣財ハ農ニ由リシモ是レ既ニ限リアリ故ニ吾
々實業家ハ振テ國家ニ盡シ國庫ノ收入ヲ増スノ成算ナカルヘカラス即チ此團体結合ノ端緒トシテ大祝宴開催ノ贊
成ヲ願フト全時ニ組合本部ノ設置ニ付全意セラレタシ云々

○山口鉄之助君本日ハ同業組合法發布祝宴ノ相談会ニ付自分ニモ出席シテ意見ヲ述ブベシトノ事ニテ傍聴旁列席シ

タリ依テ簡単ニ自分ノ考ヲ陳ベント欲ス抑モ同業組合法ニ付テハ両三年非常ニ運動ヲナシ客年十月当路ノ大臣始

メ各大臣ヲ歴問シテ目下我邦ニ組合法ノ必要ナル事ヲ説き幸ニ有力諸君ノ盡力ヲ以テ發布ヲ見ルニ至リシハ實に
大慶ト云フベシ其ノ必要ト效能ハ福嶋君岩谷君ノ演説ニ由リテ既ニ諸君ノ知了セラル所ナラン同業組合ハ世間
事珍ラシキ如ク云フト雖モ三十年以前ノ昔ハ生産不生産品共ニ此法皆ナ備ハリ湯屋理髮職等ノ細微ニ至ルマテ組
合ニ由リテ相当ノ利ヲ収メ居タル事明カナリ今ヤ此ノ法ノ發布アリシハ即三十年ノ昔ニ回復シタルモノト考フ維
新以降世ノ理想進ミ学理進歩シテ権利義務ヲ説クニ至リテ該業ノ発達ヲ死セシメ而シテ一方ニハ法律完全シテ医
術其他諸機械等ノ事非常ニ進ミ文明外国人モ驚クニ至レリ兎ニ角世ノ中ノ事ハ両立スル事難ク為ニ三十年ノ昔作
ラレ居タル組合ハ自然ニ休止シ反対者ハ曰ク組合法ナルモノハ人権ヲ害スルモノナリト學理ノ上カラ云ヘハ或ハ
然ラソ其説ノ勢力アル為ミニ組合法ハ破ラレタルモ此有様ヲ以テ一國ノ維持上ニ考フルニ学理ノ當否ハ知ラザル
モ兎ニ角協同一致ノ檢束ハ道理ニ違ハザルベキヲ信ズ反対学者ノ非難ハ其三十年前ノ昔ヲ思ハズシテ檢束自由ヲ
普通ノ道理ニノミ論ジ所謂實業上ノ事ヲ知ラザルノ言ノミ組合法廃止シテ理屈ニ傾キシヨリ公事訴訟ハ増加セリ
其源因ハ昔シ組合ノ組織アリシ當時ニ於ケル爭論紛議ハ個々組合間ノ仲裁ニ由リ其組合内ニテ治マリ優勝劣敗金
力ノ為ミニスル等ノ事稀ナリシニ由ルモノニシテ爾來理屈ト共ニ訴訟ノ殖エタルハ組合自治ノ法律ナサガ故ナリ
乃チ三十年ノ昔シ組合ノ完全ナリシハ江戸ニシテ田舎ハ然ラス今マ東京四百有余ノ組合ハ彼ノ農商務省ノ準則ニ
依リ此ニ三十年ヲ継続シタルモノナリ今此大祝会ヲ開クト同時ニ此法規ノ下ニ完全ナル組合ノ組成セラレン事ヲ
希望ス云々

○是ヨリ協議会ニ移リ貿易雑貨商組合頭取濤川惣助君座長席ニ着キ開会ノ主旨ハ既ニ諸君ノ報告アリシヲ以テ之レ

同業組合に関する 2, 3 の資料

ヲ賛セズ大祝会開催ノ事ハ最初二三ノ有志組合ヨリノ協議ガ原トナリ本日諸君ノ来会ヲ煩ハスニ至リシナリ宣シ
 ク熱議協定セラル度トノ旨ヲ告ク於此テ事務員山本尚健君開催予定ノ日時準備方法及費用予算等ノ事項ヲ協議問
 題トシテ報告シ夫レヨリ甲論乙説審議ノ末主唱発起者ノ外本日ノ來会員中ヨリ主唱者ノ指名ヲ以テ更ラニ二十名
 ヲ選出シ之レニ主唱者ヲ加ヘテ三十名ノ委員ヲ設ケ諸般ノ準備方法ヲ調査スル事トシ左ノ如ク決定シタリ

東京貿易雑貨商組合　主唱者濤川惣助君

同	同	柴田源助君
東京陶磁工組合	同	河原徳立君
同	同	塙本音次郎君
東京陶器問屋組合	同	加藤助三郎君
東京糸問屋組合	同	町田徳之助君
東京洋紙商組合	同	岡田来吉君
同	同	服部源三郎君
実業団体中央本部	同	福嶋宜三君
東京貿易雑貨商組合	同	山本尚健君
東京活版印刷業組合	同	佐久間貞一君
東京呉服太物商組合中央本部阿部孝助君		
東京漆器問屋組合		林九兵衛君

東京小間物卸商組合	三輪善兵衛君
東京巻煙草製造營業組合	岩谷松平君
東京陶器問屋組合	島田惣兵衛君
東京玻璃製造業組合	中根郁君
東京玻璃製造業組合	芝麻布西区砂糖卸小売商組合赤松則義君
東京時計工業組合	服部金太郎君
東京諸籠甲工業組合	篠崎元治君
東京象型鑄造業組合	長谷川藤次郎君
東京洋傘柄工業組合	白砂虎次郎君
東京挽物職業組合	澳平吉君
東京地本雕画營業組合	関口政治郎君
東京金屬玩具製造業組合	長田留吉君
東京石工組合	山田藤次郎君
東京更紗染業組合	細井亮四郎君
日本橋区西洋洗濯業組合	古谷栄助君
日本橋区大工職有志団	湯本栄助君
東京板木工組合	杉崎帰四之助君

同業組合に関する 2, 3 の資料

右當選者一同承諾之上午後六時散会シ尋テ委員三十名別席ニ於テ協議会ヲ開キ左之如ク協定シタリ

一本口之協議要領ハ印刷ニ付シ一般へ配布スル事

一委員ハ各関係相識ノ組合ニ交渉シテ勧誘運動員ヲ補助シ便利ヲ与フル事

一切符ヲ製シテ之ヲ会員ニ領チ一枚金五十錢ヲ徵シテ弁当及酒ヲ費スル事

一賛成ノ各組合ヘハ五円以上百円以内ノ寄附金ヲ促カス事

一本会主催ニ関スル諸費用五月十六日迄ノ分ハ主唱者ニ於テ仮リニ分担シ以後ニ係ル勧誘運動其他ノ費用ハ本日更

ニ当選シタル委員二十名ニ於テ仮リニ分担スルモノトシ服部源三郎君ニ金百円ノ一時繰替支出ヲ依頼スル事

一勧誘運動員ノ他祝宴大会ニ関スル一切ノ事務ハ東京貿易雑貨商組合事務員山本尚健君ノ任務トスル事

右協議シテ運動ノ進度ヲ計リ日ヲトシテ更ニ第一会委員会ヲ開ク事トシ午後第九時散会シタリ

右及報告候也

明治三十年五月十七日

同業組合会法発布紀念祝宴大会

発起主唱者

(資料 II)

名古屋陶器貿易商組合規約

第壹章 総則

第壹条 当組合ハ名古屋市内ニ居住スル陶器商ニシテ直接間接ヲ問ハズ海外輸出品貿易ヲナスモノヲ以テ組織ス其
名称ハ名古屋陶器貿易商組合ト称ス

第貳条 当組合ノ区域ハ当名古屋市内ト定メ事務所ハ坂二名古屋市京町百廿三番戸ニ設置ス

第参条 当組合ハ商品乱売ノ弊害ヲ矯正シ日本陶器ノ声価ヲ維持シ商権ノ拡張ヲ図リ益海外輸出ノ業ヲ隆盛ナラシ

ムルヲ目的トス

第四条 内地陶器商及ヒ他ノ商業ヲ本業トシ此業ヲ兼業トスルモ當組合ヘ加盟スルモノトス

第五条 当組合員ハ其組合ノ証トシテ左ノ証標ヲ店頭ニ掲クルモノトス
但商標ハ事務所ニ於テ一定ノ者ヲ調製スル事トス

証標雛形 木製堅壳尺 幅壳尺五寸

表

合組商易貿器陶屋古名	ナゴヤボーエキショークミアイ	住 所
ナニガシ	例 所	
ナニマチ	ナゴヤ	ニホン
		某

裏

年月日	加	第 号
頭取ノ証印		
盟		

朱線ハ英字（ゴチ部分は英字……引用者注）

- 第六条 当組合員ハ身上異動及ヒ商業上ニ関スル願伺届ハ必ス頭取ノ証印ヲ受クルモノトス
第七条 組合規約ノ改正増減ハ総会ノ議決ニ據リ県庁ノ認可ヲ得タル上実行スルモノトス
第八条 取引先ニ於テ当組合員ニ対シ不理之害ヲ被ラシメタルトキハ当組合員一般其紛議中取引ヲ拒絶スルモノトス
ス

第九条 組合費用ハ組合員ノ売上金ニ応シ等級ヲ定メ其等級ニ依リ賦課徵収ス

但組合員ノ等級ハ組合ノ決議ニ依リ之レヲ定ム

第十条 当組合ハ總テ關係アル団体ト聯合スル事アルベシ

第貳章 役員選挙及権限

第拾壹条 当組合ハ投票多數ヲ以テ左ノ役員ヲ選挙スル者トス

但シ事務員ハ役員ニ於テ之ヲ任用スルモノトス

頭取 壱名

評議員 五名

事務員 壱名

第拾貳条 役員ノ任期ハ各満壹ヶ年トシ満期改選スヘシ尚再選重任スルコトヲ得
但シ役員任期中辞職或ハ解任アルトキハ総会ニ於テ之ヲ選挙スヘシ

第拾叁条 役員就任者ハ県庁ヘ届出ルモノトス

第拾四条 頭取ハ組合一般ノ事務ヲ總理シ總会決議ヲ渾テ実行スルモノトス
第十五条 頭取ハ第四章第三拾四条ニ據リ組合員ヲ招集スルノ權アルモノトス
第拾六条 頭取ハ組合員ノ申請シタル事件ハ總テ評議員ニ附托シ是力協議ヲ經ルモノトス且評議員之意見ニ依リ臨

時總会ヲ開設之手続ヲナスヘシ

但シ加盟及退去者ニ限リ評議員ノ認定ニ據リ是ヲ施行スル者トス

第拾七条 頭取ハ事務ノ成績及收支決算ヲ定期總会ニ於テ報告スヘシ

第拾八条 頭取ハ當組合ニ關係ノ事件ハ其都度組合員ニ報告スルモノトス

第拾九条 頭取ハ組合証標ニ証印ヲナシ是レヲ配付スルモノトス

第貳拾条 頭取及評議員ハ當組合ノ緊要事件ト認ムルトキハ何時ニテモ組合員ヲ招集スル事ヲ得

第貳拾壹条 評議員ハ頭取ヲ補佐シ頭取欠勤スルトキハ評議員是レカ代理ヲナスモノトス

第貳拾貳条 評議員ハ當組合ニ係ル事件ヲ頭取ノ附托ニ據リ公平無私ニ是ヲ調査スルモノトス

第貳拾叁条 事務員ハ役員ノ指揮ヲ受ケ記録会計及ビ其他ノ庶務ニ從事ス

第貳拾四条 頭取評議員ハ各名譽職トシ事務員ハ相當ノ給料ヲ付与ス

第參章 組合員ノ心得

第貳拾五条 当組合員ハ組合規約ハ勿論組合ノ總会ニ於テ議定シタル事ハ之ヲ遵守スルモノトス

第貳拾六条 当組合員ハ相互ニ德義親和ヲ守リ決シテ營業上不理之害ヲ被ラシムヘカラス

第貳拾七条 当組合員ハ各自使用スル雇人ノ姓名ヲ頭取ニ届出ヘシ

但シ当組合員ノ雇人ヲ無断雇聘スル事ヲ得ス

第貳拾八条 当組合員ハ一手取アアル素地製造業者及画焼付業者ヲ証明センカ為メ必ス連署ノ上頭取ニ届出ヘシ

但シ届出之人名ヲ頭取ヨリ當組合員一般ヘ通知スルモノトス

第貳拾九条 当組合員ハ前条届出アル當業者ト無断取引ヲ為スヲ得ス

第四章 議事章程

第三拾条 当組合ノ會議ハ定期總会臨時總会評議員会之三種トス

第三拾壹条 定期總会ハ毎年三月九月之二回トス

第三拾貳条 臨時總会ハ頭取評議員ノ意見又ハ組合員六名以上ノ請求ニ據リ召集シ組合員三分ノ一以上之出席ヲ待テ開会ス

但シ臨時總会ヲ開設セントスルトキハ豫メ議題ヲ三日前ニ組合員ヘ通知スヘシ且組合規約ノ改正増減ニ限り組合總員過半數ノ出席ヲ得サレハ開会スルヲ得ス

第三拾三条 評議員会ハ頭取ノ附托ニ據リ臨時開会スルモノトス

第三拾四条 総而議事ノ体裁ハ普通會議法ニ據ル

第三拾五条 定期總会及ヒ臨時總会ノ會頭ニハ頭取是ニ任ス若シ頭取ニ差支アルトキハ評議員之レカ代理ヲナスモノトス

但頭取評議員共ニ差支アルトキハ出席員ノ投票多數ヲ以テ之レヲ定ム

第三拾六条 決議之事項ハ其都度頭取ヨリ組合員一般ニ報告スヘシ

第五章 罰則

第三拾七条 組合規約及ヒ議決ニ違背シタルモノハ評議員ノ実地調査ニ依リ總会之決議ヲ以テ左ノ各項ニ分子処分スルモノトス

但シ事柄ニ依リ議決ヲ以テ數項ヲ併用シ且役員ニ在テハ其職ヲ解ク事

第壹項 違約金ヲ出サシムル事

但シ五円ヨリ少ナカラス壹百円ヨリ多カラス

第貳項 取引停止スル事

但シ一ヶ月ヨリ少ナカラズ壹ヶ年ヨリ多カラズ

第三項 聯合団体並ニ取引先ヘ通知シ各団体取引先キニ於テモ該違背者ニ対シ取引停止ヲ要求スル事
右三拾七ヶ条ノ規約確守スルノ証トシテ左ニ自書調印スル者也

明治廿七年六月 日

頭取 平子徳右衛門

評議員 瀧藤萬治郎

同 鬼頭弥兵衛

同 田代支店

同 石黒金治郎

同 安達定助

(資料三)

日本の同業組合に関する略年表

- (A) 工務局の部 (1898~1937年)
- (B) 商務局主管の部 (1898~1936年)
- (C) 蚕絲局主管の部 (1898~1937年)
- (D) 農務局主管の部 (1901~1937年)

(A) 工務局主管の部

(連)印は同業組合連合会を指す

製 紙	日用雑貨	食 品	そ の 他
	東京洋傘製造	宮城味噌醤油醸造 ◎横浜海産乾物罐詰貿易商	東京製薬
横浜紙業 讃岐製紙	東京石鹼製造 横浜輸出雑貨	三重県醤油 龍野醤油 湯浅醤油醸造 鹿児島郡米穀	神戸印刷 ※神戸貿易

同業組合に関する 2, 3 の資料

(資料三)

日本の同業組合に関する略年表 (1898~1937年)

年\部 次\門	織 綴	陶磁器・漆器	蘭草・麦稈・藁	金属・機械
1898	伊勢崎織物 桐生織物 横浜綿布貿易 福井県織物 近江蚊帳 京都刺繡 西陣織物 京都染物 大阪府友禅染 大阪府段通 伊豫織物	東京硝子製造 大阪府硝子製造 讃岐漆器	岡山県真田	尾三勢濃鑄物鋸釜 農具
1899	米沢織物 足利織物 佐野織物 前橋撚糸 館林織物 埼玉織物産盛 東京織物製造 八王子織物 十日町織物 岐阜美濃織物 岐阜県竹ヶ鼻織物 近江麻布 京都絲物 阿波藍 高知県織物	東京漆商 横浜漆器 横浜陶磁器商工 新潟市漆器 輪島漆器 加賀九谷陶磁器 金沢漆器 瀬戸陶磁工商 西松浦郡陶磁器	愛知県真田帽子 出雲疊表 福岡県花蓮 香川県麦稈真田 ※横浜輸出真田 ※神戸真田	東京鍍金

製 紙	日用雑貨	食 品	そ の 他
筑 後 紙 埼玉県小川製紙 美 濃 紙	京都扇子団扇 大 阪 石 鹼 紀 州 製 傘	小笠原島製糖 静岡県醤油 東 三 醬 油 大阪府醤油醸造 大和醤油製造 中 備 素 麵 鹿児島県米穀商 (連) 知多味噌醤油 大阪昆布同業 小豆島醤油製造 ⑦神戸海陸産物貿 易 ⑧珠洲郡製塩 ⑨香川県西讃塩田	東京牙彫商 東京製本 会津人参商 富山県壳菓 筑後木蠟 大阪製菓
山 梨 産 紙		兵庫県凍蒟蒻	大阪皮革商工

同業組合に関する2, 3の資料

年\部 次	織 織	陶磁器・漆器	蘭草・麦稈・藁	金属・機械
1900	博 多 織			
	※横浜輸出綢物			
	武 州 織 物	江沼九谷陶磁器	石 見 蘭 莖	東京輸出金属器
	横浜輸出織物加工品	石川県山中漆器	岡山県花蓮疊表	
	泉北郡織物	静岡漆器指物		
	大 和 木 緜	常滑陶器		
	奈良麻布蚊帳	京都漆器		
1901	琉 球 織 物			
	羽前輸出織物	会津漆器		
	柄 尾 織 物	紀州漆器		
	福井県丹生郡綿織物			
	上 田 織 物			
	遠 江 織 物			
	知多郡白木綿			
1902	尾 州 織 物			
	名古屋国産絞			
	大阪莫大小タオル			
	莊 内 染 織	石川県能美郡九谷陶磁器	岡山県蘭草	
	石川県輸出織物	美濃陶磁器	大分県南部蓮業	
		山 田 漆 器	豊後蓮業	
		信 楽 陶 器		
1903	置 賜 織 物	会津陶磁器	大分県東国東郡蓮業	
	所 沢 織 物			
	亀 田 織 物			
	小 松 織 物			
	石川県江沼郡内地用織物			
	更 墇 織 物			

製 紙	日用雑貨	食 品	そ の 他
出雲国製紙		神崎郡製粉 肥前麵類 大分県醤油製造 ◎香川県東讃塩田	東松浦郡瓦製造販売 ※長崎貿易商
栃木茨城製紙改良	東京袋物煙草具製造販売	甲州葡萄酒醸造 香川県大川郡糖業	鳥取県八頭郡木材 小田後月薄荷
		福岡県醤油	彦根仏壇
因幡紙	大阪鞆商工 大阪府繻帶品商工	葛城凍豆腐製造 紀伊醤油醸造 小豆島素麵	※大阪滿鮮貿易商 備前薄荷
伊豫紙	東京帽子	北勢素麵 河内素麵 大阪菓子 兵庫県三原郡素麵 ◎徳済製塩	大阪貝釦 肥後木蠟 大阪紙器

同業組合に関する2, 3の資料

年次\部門	織 綴	陶磁器・漆器	蘭草・麦稈・藁	金属・機械
1903	三河織物 伊勢織物 松坂織物 和歌山県織物			
1904	福野織物 山梨県北都留郡甲斐絹		大分県蓮業(連)	
1905	東京莫大小 青梅織物 山梨県南都留郡甲斐絹 甲斐絹(連) 有松絞商工 泉州織物 備前織物 八幡浜織物		遠江畳表	大阪金物
1906	甲府市織物商 大阪織物 大阪洋服商		兵庫県氷上郡経木	重要物産高岡銅器 東京玩具製造
1907	五泉織物 長岡織物 見附織物 行田足袋	笠間陶器	大阪畳商 肥後蘭庄	
1908	加茂織物 静岡織物 名古屋織物 大阪染色 宇和島織物	益子陶器		

製 紙	日用雑貨	食 品	そ の 他
防 長 紙	京都小間物化粧品 但馬杞柳	東京菓子 佐渡味噌 富山米穀 名古屋味噌醤油 製造 河内凍豆腐 大阪牛乳 八幡白米 熊本県醤油 大阪清涼飲料水	大阪印刷 東京菓業
長野製紙	東京靴 筑後傘	東京清涼飲料水 広島県醤油醸造	岡山県壳菓
筑前朝倉紙	大川指物 福島提灯	群馬県醤油 大和壳菓 中讃醤油 東京蒟蒻 ※北海道玉葱輸出 ◎根室千島海産物 醸詰業 東京篠商工 下伊那元結 大阪屏風建具表具 商工	西三瓦製造 大阪荷箱 大阪製本
		西牟婁醤油醸造 岡島県醤油醸造 広島醸詰製造 吳穀物商 東京鞆商工 堺線香 奈良製墨 和歌山建具	信州人參 三河菓品壳菓 龍山石材 岐阜県壳菓 三重県菓品壳菓
		高知穀物	

同業組合に関する2, 3の資料

年\部門 年次	織 綴	陶磁器・漆器	蘭草・麦稈・藁	金属・機械
1908	熊本織物			
1909	飯能織物 東京洋服商工 東京染色加工 新潟県染色(連) 京都呉服悉皆 大阪織物加工 愛媛県織物(連)	箱根物産	石川県能美郡蘭莊 山口県真田	
1910	小須戸織物 白根染織 村松織物	名古屋陶磁器貿易 商工		三条金物
1911	高岡捺染 山梨県峡南足袋		岡山県藁工品	
1912	山形県織物(連) 本場結城織物 両毛織物(連) 長野県上伊那染織		富山県氷見郡蘭莊 兵庫県神崎郡莊町	愛知鋳造
1913	小千谷織物			福岡鉄工業

製 紙	日用雑貨	食 品	そ の 他
	東京眼鏡 ※大阪刷子 讃岐傘 大阪家具指物 羽前草履表 伊賀傘 矢野髪 沖縄県帽子	佐賀精米 播州素麵(連) ◎小樽海産商 ◎函館海産商 奥州白石温麵 西備機械製素麵 佐賀県醤油 肥後製粉	大阪セルロイド 和歌山製革 豊後石灰 淡路墨苞 美禰石炭 土佐石灰輸出商 東京セルロイド 神戸コークス
		上州蒟蒻粉 姫路菓子 東讃醤油醸造 三豊郡醤油醸造 ◎閨門海産物貿易商 東京万年筆 大阪帽子	東京護謨 横浜包装木箱 名古屋紙器 神戸菓種壳菓 東京油脂製造販売 名古屋印刷 南信菓業
		野迫川凍豆腐製造 香川県木田香川糖業 宮崎穀物商 富山県簾製品	鹿児島郡瓦製造 讃岐彫抜品
		牡鹿郡竹輪蒲鉾	

同業組合に関する2, 3の資料

年 次	部 門	織 綿	陶磁器・漆器	蘭草・麦稈・藁	金属・機械
1913					
1914				兵庫県加西郡莊町	川口鋳物 東京貴金属品製造
1915	会津木綿織物	高岡漆器			石川県金沢箔
	中備織物	名古屋硝子			
	大分県染織				
1916	東京染物	若狭漆器			
	北相織物				
	横浜莫大小				
	大分県洋服業				
1917	仙台織物製造	日本硝子(連)	福井県輸出麻真田		
	大里絹織物	兵庫県硝子製造	広島県備後真田		
	愛知県莫大小		広島県安芸国真田		
	香川県莫大小		備後畠表		
	徳島県足袋				
1918	山形織物		兵庫県加西郡畠表 莫蘿		大阪鉄工業
	福島県節絹				
	半原撚絲				
	大阪綿商				
1919	長水製麻		宇土郡七島蘭莊		東京理化器械
	愛知県一ノ宮撚絲				東京鉄工機械
	三河紡績				関打刃物
	伊都織物				名古屋金属小間物 製造
1920	東京織物整理		東京畠製造		大阪鍍金
					南部鉄瓶

製 紙	日用雑貨	食 品	そ の 他
	大阪化粧品 阿波製傘	千葉県君津醤油醸造 広島県清涼飲料水	大分県車輪製造販売 和歌山製材
日向製紙改良	山 田 傘 下市製箸	伊勢沢庵 徳島県醤油 名古屋漬物	北勢瓦 鹿児島県木材 大和ゴム 阿波瓦 福岡県荷車 奈良県薬業 香川県薬業
石見紙美濃 石見紙那賀邇摩 石見紙鹿足 石見紙邑智安濃	西 伯 傘	香川県清涼飲料水 東京罐詰	下閉伊木材 因幡瓦
	茨城県鹿島郡波崎 簾表簾製品 東京西洋家具 下伊那郡傘	伊豫油揚 長崎県清涼飲料水 ※日本柑橘北米輸出 ◎大分県豊海蝦製造 岐阜県清涼飲料水 熊本県麵類 大阪罐詰 関西天然凍豆腐(連) ◎青森罐詰製造 青森県醤油 真結醤油醸造 横濱清涼飲料水 下新川米穀商	京都印刷 東豫木材 釧路木材商工 静岡県駿豆材木 小豆島石材 ◎愛知県弥富金魚

同業組合に関する2, 3の資料

年\部 次	門	織 綴	陶磁器・漆器	蘭草・麦稈・藁	金属・機械
1920		鹿島郡内地絹織物 名古屋洋服商工 大阪洋傘毛布肩掛 今治織物			会津金属
1921		武相甲織物(連)	桜井漆器		神戸鉄工業
1922		泰野織物 越後麻織物 名古屋染物 和歌山莫大小 大阪足袋		※神戸輸出敷物	東京時計附属品製造
1923		岐阜県織物(連) 志太棟原織物 島原綿織物 琉球久米島紬織物			
1924		金沢染物 西濃織物			
1925		知多郡晒業 ※神戸輸出絹物		広島県安佐郡曇表	
1926		相綾織物			金沢市金属工芸
1927		豊橋麻絲 東春織物 鹿児島織物(連)			燕鍛研

製 紙	日用雑貨	食 品	そ の 他
	川 越 簾 筍 名古屋文具商工 愛知県豊橋毛筆 紀 州 棕 櫃	石川県醤油製造 宮崎県米穀(連) 秋田県醤油味噌醸造 東 京 製 麵 出 雲 醬 油 山口県醤油 ◎静岡県養魚 ◎富山県水見郡鱈製品 山梨県醤油醸造 ◎静岡県清水魚商 大阪加工乾燥揚豆腐 愛知県製麴	新潟県木材製材 日本包装荷箱(連) 東 京 木 箱 宮 島 細 工 能 代 杠 板 清水港材木商 姫 路 木 材 加茂郡材木商 倉 橋 島 石 材

※印は貿易局主管のもの ◎印は水産局主管のもの

同業組合に関する2, 3の資料

年 次	部 門	織　　維	陶磁器・漆器	蘭草・麦稈・藁	金属・機械
1927					
1928		奈 良 漆 器		日本麦稈真田(連)	
1929	村 山 織 物			西播畠床製造	横浜造船鉄工
1930				三河畠製造	大 阪 電 気 東京時計商工
1931					三木大工道具製造
1932	金沢内地絹織物			名古屋畠製造	
1933					
1934					
1935					
1936					
1937	大阪洋装雜貨				

(出所) 昭和13年3月・商工省工務局編纂『重要物産同業組合一覧』日本商工会議所

(B) 商務局主管の部

(連)印は同業組合連合会を指す

肥 料	日 用 雜 貨	荒 物 蕎 加 工 品	そ の 他
		水見郡藁菴商	
			東京印刷 東京陶磁器 横浜金属器商
大 和 肥 料			大阪硝子商 東京薬種貿易商 東京織物問屋
			会津喜多方漆器 群馬県生絹太織 大分県度量衡 三重県度量衡
			堺 利 器 大分県木蠟業
水見郡肥料商		佐 渡 荒 物 中新川郡藁菴商	東京玻璃器商 萬古陶磁器

同業組合に関する2, 3の資料

日本の同業組合に関する略年表 (1898~1936年)

年次\部門	米 雜 穀	食品(米以外)	燃 料	木 材
1898	薩摩郡米穀商 贈喰郡米穀商 鹿児島市米穀商			
1899	東京白米商 伊佐郡米穀商 川辺郡米穀商 肝属郡米穀商 姶良郡米穀商	尾張大根切干 沖繩糖商	神戸石炭	
1900	出水郡米穀商		門司石炭商	
1901	大阪穀物商 大和穀物		若松石炭商	天龍川材木商
1902				吉野材木西奥郷 吉野材木小川郷 吉野材木川上郷 吉野材木中莊郷 吉野材木黒瀧郷 吉野材木(連)
1903				庵原安倍材木商 吉野郡十津川郷木材
1904			耶馬溪木炭	吉野北山郷材木
1905	宮城県米穀商 美作穀物 福岡地方米穀商 若松米穀		南海部郡木炭 大阪コークス	大井川材木商 一志材木 静岡安倍材木商
1906	東京雑穀問屋 久留米白米	東京砂糖商 大阪酒類商	岡山県石炭 大野郡木炭	東京材木問屋 神戸材木商

肥 料	日用 雑 貨	荒物 蕎 加工品	そ の 他
美 作 肥 料	東京小間物商 東京小間物化粧品 鉢商 岡山県燐寸	南津軽菴工品商 下新川郡菴菴商 三重県伊勢表	大阪府度量衡 東京紙商 東京織物小売商 筑前木蠟
中新川肥料商			東京玩具卸商
富 山 県 肥 料			大阪古鉄商
両 備 肥 料			大阪府壳菓
香 川 県 肥 料	東京洋傘ショール 毛布問屋	南蒲原郡菴工品商	大阪陶磁器
福 岡 県 肥 料	東京履物商		大 阪 漆 器
大 分 県 肥 料			三木金物販売 名古屋壳菓
下新川郡肥料商		酒田菴工品輸出商	越前打刃物 名古屋織物卸売 京 都 壳 菓 神奈川県菴種壳菓 東京医料器械 静岡県庵原郡製紙
福島県肥料商	東京簾笥商 東京蒲団蚊張 東京洋装雜貨卸商 横浜化粧品雜貨卸 商 東京文具卸商 大 阪 靴 商 東 京 花 緒	備後菴工品	大 阪 紙 商 広島県菴種壳菓 高知県菴種壳菓 東京製紙原料商 東 京 金 物 上都賀郡大麻商

同業組合に関する 2, 3 の資料

年次＼部門	米 雜 穀	食品(米以外)	燃 料	木 材
1906	門司米穀商	高松酒類商		和歌山木材商
1907	横浜米穀商 小倉精米	東京砂糖貿易商 横浜砂糖商	志太榛原木炭	富士郡材木商
1908		京都市酒類商 鹿児島糖商		横浜材木商 名古屋材木商工
1909	金沢米穀商 甲府米穀商 岡山県穀物 佐世保米穀商 大分県穀物商	東京洋酒食料品 横浜食料鳥類商 大阪洋酒食料品	東京薪炭問屋 神奈川県石炭	武州西川材木商 大阪材木商 中津下毛木材 宮崎林産物
1910	小樽雑穀商 石川県移出米 徳島市米穀商 長崎米穀商		横浜薪炭商	京都材木商 広島木材商
1911		東京肉商 静岡市柑橘商 京都牛乳商 浜松酒類 広島酒類商	京都石炭コークス商 大阪木炭煉炭商	静岡県材木商(連)
1912	北海道中央米穀商 神戸米穀商			東京材木商 伊勢木材業 土佐木材
1913	函館雑穀商 北海道東部米穀商	栃木県干瓢商 東京牛乳商	東京石炭 神戸薪炭商	
1914				
1915	日置郡米穀商	横浜酒類醤油味噌商 横須賀酒類醤油味噌商 名古屋酒類商		南河内材木
1916	京都米穀商	神戸酒類醤油		峠南材木商

肥 料	日 用 雜 貨	荒 物 蕎 加 工 品	そ の 他
	大阪小間物卸商	東京畳表花莊	東京染料工業蕎 岡山県除虫菊
河北郡魚肥			東京自転車
下関肥料商			大阪鉄商
鹿児島県肥料商			広島県除虫菊
鳥取県肥料		中弘蕎工品商 富山県中部蕎製品 富山県蕎工品(連) 大阪蘭莊 村山蕎莊	東京壁材料商 東京機械金物商
熊本県肥料	但馬杞柳商 但馬柳行李商	東青蕎工品商 西北蕎工品商	名古屋紙商 大阪ゴム 大阪絵具染料 徳島県蕎業
宮城県肥料	大 阪 履 物		東京羊毛毛絲 名古屋足袋問屋 大阪計量器 埼玉県蕎種壳蕎
愛媛県肥料		射水郡蕎製品	伊豫除虫菊 土佐製紙原料商 滋賀県壳蕎

同業組合に関する2, 3の資料

年 次	部 門	米 雜 穀	食品(米以外)	燃 料	木 材
1916					
1917			東京酒類商 尾張知多大根切干	八王子薪炭商	
1918		八王子米穀商 横浜米穀問屋 名古屋米穀商 揖宿郡米穀商	大阪粉商工 埼玉甘藷商	鹿児島県木炭	
1919		栃木県穀物商 西諸県郡穀物商	茨城県干瓢商 三河大根切干 名古屋砂糖商		
1920			東毛酒類商 埼玉製氷 東京食料鳥類商		
1921		広島県穀物商	大阪砂糖商	東京薪炭 多気郡木炭 北秋田郡木炭 浜三郡木炭 県南木炭 遠江薪炭 東駿薪炭 度会木炭 京都薪炭商 北海道郡木炭 名古屋薪炭問屋	新宮木材商 伊都郡木材 福岡県杭木商
1922		函館米穀商			
1923					
1924		中新川郡米穀商	尾張特産大根種子	後志木炭	滋賀県木材

肥 料	日 用 雜 貨	荒 物 葦 加 工 品	そ の 他
佐賀県肥料			東京絲問屋 東京綿商
長野県肥料			
	大阪文具卸商		奈良県自転車 中國四国除虫菊 (連) 宮城県菜種壳薺
	但馬杞柳業(連)		大阪羅紗商
		青森県藁工品商 (連)	
			京都織物卸問屋

同業組合に関する2, 3の資料

年次\部門	米 雜 穀	食品(米以外)	燃 料	木 材
1924		大阪肉商 那霸鰯節商	札幌薪炭商 野州北部木炭 野州南部木炭	
1925				
1926	豊橋米穀商	小樽酒問屋 青森県リンゴ移出 神奈川県牛乳商 神戸肉商 大和西瓜移出		佐伯郡木材
1927	戸畠米穀	青森県南部馬鈴薯 横浜菓子 静岡県清水市庵原郡柑橘商	甲府市木炭商 岩手県木炭移出	日置川木材
1928			広島石炭	
1929		堺酒類商		
1930		横浜食肉商 仙台酒類商 大阪鳥肉商 熊本酒類	札幌石炭商	
1931	山口県穀物商			
1932	岐阜米穀商 瀬戸米穀商 直方米穀	横浜乾物商 福岡地方砂糖麦粉	島根県木炭移出 中津市薪炭商	会津桐材
1933	村山米移出商 岡山白米商	東京ミルクプラント 高知酒類商		徳島吉野川木材商
1934		福岡市酒類商		鮎喰川木材商
1935	飯塚地方米穀商			
1936				

(出所) 昭和13年3月・商工省工務局編纂『重要物産同業組合一覧』日本商工会議所

(C) 蚕絲局主管の部

(連)印は同業組合連合会

桑 茗	(イ)	(ロ)
	前 橋 蘭 絲 石川県珠洲郡蚕絲 大 間 々 蘭 絲 佐 波 新 田 蘭 絲 高 知 県 蚕 絲 石川県鳳至郡蚕絲 石川県石川郡蚕絲	京 都 蚕 絲 商 横 浜 蚕 絲 仲 繼 商 保 原 蚕 絲 商
	群馬県蘭絲(連) 群馬県邑楽蘭絲 石川県河北郡蚕絲 石川県江沼郡蚕絲 石川県能美郡絲蚕 群馬県利根蘭絲 徳 島 県 蘭 絲 福 山 蚕 絲	渋 川 蘭 絲 大 分 県 蚕 絲 売 買
	静岡県小笠郡蚕絲 静岡県富士郡蚕絲 福島県相馬蚕絲	長野県南北安曇郡天柞蚕 長野県北信熨斗絲

同業組合に関する2, 3の資料

日本の同業組合に関する略年表 (1898—1937年)

年\部 次\門	養 蚕	蚕 種	生 絲
1898	秋田県仙北郡養蚕 秋田県平鹿郡養蚕	長野県上高井蚕種	
1899	秋田県山本郡養蚕		
1900			
1901			三遠玉絲製造
1902		長野県南安曇郡蚕種	山梨県生絲
1903	新潟県西頸郡養蚕 新潟県南蒲原郡養蚕		
1904		福島県伊達郡蚕種	
1905			
1906	新潟県古志郡養蚕		
1907			
1908			
1909			
1910			甲府生絲 長野県松本生絲 前橋製絲
1911			福井県大野郡製絲
1912	宮城県栗原郡養蚕	福井県若狭蚕種	
1913	宮城県柴田郡養蚕 宮城県玉造郡養蚕 宮城県本吉郡養蚕 宮城県桃生郡養蚕	福井県今立外三郡蚕種	

桑 苗	(イ)	(ロ)
	群馬県多野郡繭絲 群馬県北甘楽郡繭絲 群馬県碓氷郡繭絲 群馬県吾妻郡繭絲 群馬県高崎繭絲	
	石川県蚕絲	東参繭絲問屋
東京府桑苗 愛知県東三桑苗 愛知県中島郡桑苗 愛知県丹羽郡桑苗 愛知県春日井郡桑苗 愛知県幡豆郡桑苗 愛知県西三桑苗 群馬県北甘楽桑苗 愛知県碧海郡桑苗 山口県桑苗 神奈川県桑苗 長野県更級郡桑苗 長野県下伊那郡桑苗 長野県上高井桑苗 群馬県多野桑苗 長野県南安曇郡桑苗 愛知県桑苗(連)	島根県大原郡蚕絲業	埼玉県繭絲
福島県桑苗		茨城県城南繭壳貿

同業組合に関する2, 3の資料

年次＼部門	養蚕	蚕種	生絲
1913	宮城県志田郡養蚕 宮城県刈田郡養蚕 宮城県遠田郡養蚕		
1914	宮城県牡鹿郡養蚕		長野県小県上田製絲 長野県松本製絲
1915	宮城県養蚕(連) 愛媛県南宇和郡養蚕	福島県蚕種(連)	
1916			長野県東筑摩生絲
1917	和歌山県東牟婁郡養蚕		
1918		静岡県静岡蚕種 鹿児島県蚕種	
1919		東京府蚕種	
1920			群馬県玉絲製造 遠江玉絲
1921	兵庫県養父郡養蚕 広島県御調郡養蚕	埼玉県蚕種販売	
1922	茨城県久慈郡養蚕 茨城県多賀郡養蚕 茨城県稻敷郡養蚕 広島県双三郡蚕業 愛媛県越智郡養蚕	福島県会津蚕種 茨城県第一蚕種販売 茨城県下妻蚕種販売 愛知県東三蚕種販売	長野県南佐久郡生絲
1923	茨城県猿島郡養蚕	茨城県土浦蚕種販売	越前製絲

桑 苗	(イ)	(ロ)
		茨城県城北繭壳買 茨城県常総繭壳買 茨城県常南繭絲壳買
高知県香美郡桑苗		茨城県水郷繭壳買
群馬県佐波郡桑苗 群馬県新田郡桑苗 群馬県群馬郡桑苗 群馬県碓氷桑苗 新潟県桑苗 長野県上伊那郡桑苗 岐阜県可児加茂桑苗 愛知県八幡桑苗 栃木県桑苗		千葉県繭絲

同業組合に関する2, 3の資料

年\部門 次	養蚕	蚕種	生絲
1923	茨城県新治郡養蚕 茨城県那珂郡養蚕 茨城県東茨城郡養蚕 茨城県西茨城郡養蚕 茨城県鹿島郡養蚕 茨城県行方郡養蚕 茨城県結城郡養蚕 茨城県筑波郡養蚕 茨城県北相馬郡養蚕 茨城県真壁郡養蚕 茨城県養蚕(連) 新潟県南魚沼郡養蚕 広島県神石郡養蚕 広島県比婆郡養蚕 大分県下毛養蚕		
1924	福島県石川郡養蚕 福島県相馬郡養蚕 岐阜県不破郡養蚕 広島県養蚕(連) 広島県沼隈郡養蚕 香川県仲多度郡蚕業 鹿児島県鹿児郡養蚕 鹿児島県贈与郡養蚕		
1925	福島県伊達郡養蚕 福島県養蚕(連) 群馬県利根郡養蚕		
1926	秋田県由利郡養蚕	群馬県蚕種壳買業	

桑 苗	(イ)	(ロ)
愛知県渥美郡桑苗		
埼玉県桑苗		
長野県上水内桑苗		
岐阜県恵那桑苗		
伊勢桑苗		
亘理名取桑苗		岐阜県中央繭業
群馬県桑苗(連)		
群馬県邑楽郡桑苗		
群馬県勢多郡桑苗		
長野県埴科郡桑苗		
長野県北安曇郡桑苗		
群馬県利根郡桑苗		
千葉県桑苗		
		滋賀県繭業
茨城県桑苗		
鹿児島県熊毛郡桑苗		
鹿児島県薩摩郡桑苗		広島県芦品郡繭壳買
熊本県桑苗		
鹿児島県肝属郡桑苗		香川県繭絲業
山形県桑苗		
		鹿児島県繭絲

織するもの。(ロ)は繭壳買、繭絲壳買、蚕種屑物取扱、乾繭、保管、輸出、問屋、天柞蚕関係各業者で組織するもの。

(出所) 昭和13年3月・商工省工務局編纂『重要物産同業組合一覧』
日本商工会議所

同業組合に関する2, 3の資料

年\部 次	養 蚕	蚕 種	生 絲
1926	群馬県吾妻郡養蚕 徳島県名西郡養蚕		
1927	秋田県雄勝郡養蚕		
1928	岐阜県海津郡養蚕 鹿児島県揖宿郡養蚕		
1929	鹿児島県出水郡養蚕		
1930			東京府五日市玉絲
1931		長野県松筑蚕種壳買	
1932			
1933			
1934			
1935			長野県諏訪座緑製絲
1936			
1937			

(注) (i) 「養蚕」, 「蚕絲」, 「生絲」, 「桑苗」にはそれぞれ「繭壳買」, 「蚕種販売」, 「玉絲製造, 座緑製絲」, 「桑苗販売」を企む。

(ii) (i)は養蚕, 桑苗, 蚕種, 生絲などの各営業者二以上で組

(D) 農務局主管の部

(連)印は同業組合連合会

穀 物	馬鈴薯・百合	植物・種子	除 虫 菊
福島県相馬郡米穀			
		福岡県苗木	
福島県安積米			
福島県双葉郡米穀			
西白河米穀			
福島県岩瀬穀物		東京種子	

同業組合に関する2, 3の資料

日本の同業組合に関する略年表 (1901~1937年)

年\部門 次	果 実	煙 草	砂 糖	落花生・生姜・ 山葵・絲瓜・薑椒
1901	静岡県志太郡柑橘 静岡県庵原郡清水市柑橘		鹿児島県大島郡砂糖	
1902	甲州葡萄栽培			静岡県生姜絲瓜蕃椒落花生
1903				
1904				
1905	山梨果実 紀州有田柑橘	大子煙草生産	香川県三豊郡糖業	
1906				千葉県落花生
1907				
1908	紀州柑橘那賀郡		沖縄県宮古郡砂糖	
1909	紀州柑橘伊都郡			
	紀州柑橘海草郡			
1910	紀州柑橘(連)			
1911	静岡県柑橘(連) 岡山県果物 静岡県静岡市安倍郡柑橘	水府煙草生産		
1912				
1913	相州蜜柑 静岡県引佐郡柑橘			
	伊豫果物			
1914	宇和柑橘			
1915			鹿児島県熊毛郡砂糖	
1916	伊豫西宇和果物 伊豫越智郡果物			
1917	静岡県榛原郡柑橘			
1918	徳島県勝浦郡柑橘			

穀物	馬鈴薯・百合	植物・種子	除虫菊
福島県会津米穀			
福島県安達郡米穀			
福島県耶麻郡米穀		埼玉植物	
	埼玉百合根 永良郡百合 長崎県馬鈴薯		
	甑島百合		香川県除虫菊
		東京温室	

同業組合に関する2, 3の資料

年次\部門	果 実	煙 草	砂 糖	落花生・生姜・山葵・絲瓜・蕃椒
1919				
1920				
1921	青森県林檎 広島県備後柑橘			信州山葵
1922	伊豆蜜柑			
1923	広島県豊田郡柑橘 広島県芸南柑橘			
1924				
1925	広島県柑橘(蓮)			
1926				
1927				
1928				
1929	長崎県茂木枇杷			
1930				
1931	福岡県京都郡果物			
1932	広島県賀茂郡果物			
1933	余市奉果			
1934				
1935				
1936				
1937	鳥取県果物			

(出所) 昭和13年3月・商工省工務局編纂『重要物産同業組合一覧』日本商工会議所